

別表

①法第14条の3の2第1項第1号から第4号、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第1号から第4号及び法第15条の3第1項第1号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の3の2第1項第1号	第14条第5項第2号イ（第7条第5項4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロ若しくはハに該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第14条の3の2第1項第2号	第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項4号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第14条の3の2第1項第3号	第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第14条の3の2第1項第4号	第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第1号	第14条第5項第2号イ（第7条第5項4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロ若しくはハに該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第2号	第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項4号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第3号	第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第4号	第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第15条の3第1項第1号	産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—

②法第14条の3の2第1項第5号、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第12条第5項	産業廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第25条
第12条第6項	産業廃棄物委託基準違反	許可取消し	第26条
第12条の2第5項	特別管理産業廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第25条
第12条の2第6項	特別管理産業廃棄物委託基準違反	許可取消し	第26条
第14条第1項	産業廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第25条
第14条第6項	産業廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第25条
第14条第15項	産業廃棄物処理受託禁止違反	許可取消し	第25条
第14条第16項	産業廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第26条
第14条の2第1項	産業廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第25条
第14条の3	産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	許可取消し	第25条
第14条の3の3	産業廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違反	許可取消し	第25条
第14条の4第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第25条
第14条の4第6項	特別管理産業廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第25条
第14条の4第15項	特別管理産業廃棄物処理受託禁止違反	許可取消し	第25条
第14条の4第16項	特別管理産業廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第26条
第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第25条
第14条の6において準用する第14条の3	特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	許可取消し	第25条
第14条の7	特別管理産業廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違反	許可取消し	第25条
第15条第1項	産業廃棄物処理施設無許可設置	許可取消し	第25条
第15条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設無許可変更	許可取消し	第25条
第15条の2の7	産業廃棄物処理施設改善命令違反、使用停止命令違反	許可取消し	第26条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第15条の4において準用する第9条の5	産業廃棄物処理施設無許可譲受け、無許可借受け	許可取消し	第26条
第15条の4の5第1項	廃棄物の無許可輸入	許可取消し	第26条
第15条の4の5第4項	廃棄物の輸入許可条件違反	許可取消し	第26条
第15条の4の7第1項において準用する第10条第1項	産業廃棄物無確認輸出、産業廃棄物無確認輸出未遂	許可取消し	第25条
第15条の4の7第1項において準用する第10条第1項	産業廃棄物無確認輸出予備	許可取消し	第27条
第16条	廃棄物の投棄禁止違反、廃棄物の投棄禁止違反未遂	許可取消し	第25条
第16条	廃棄物の投棄禁止違反目的の廃棄物の収集運搬	許可取消し	第26条
第16条の2	廃棄物の焼却禁止違反、廃棄物の焼却禁止未遂	許可取消し	第25条
第16条の2	廃棄物の焼却禁止違反目的の廃棄物の収集運搬	許可取消し	第26条
第16条の3	指定有害廃棄物の処理禁止違反	許可取消し	第25条
第19条の3	改善命令違反	許可取消し	第26条
第19条の4第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項、第19条の10第2項において準用する第19条の5第1項	措置命令違反	許可取消し	第25条

③法第14条の3の2第1項第6号、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第6号及び法第15条の3第1項第3号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の3の2第1項第6号	不正手段による産業廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条
第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第6号	不正手段による特別管理産業廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条
第15条の3第1項第3号	不正手段による産業廃棄物処理施設設置許可取得、産業廃棄物処理施設変更許可取得	許可取消し	第25条

④法第14条の3第1号、法第14条の6において準用する法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第12条第1項	事業者の産業廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第12条第2項	事業者の産業廃棄物保管基準違反	停止30日	—
第12条第3項	事業者の産業廃棄物事業場外保管届出義務違反	停止30日	第29条
第12条第4項	事業者の産業廃棄物事業場外保管届出義務（災害）違反	停止10日	第33条
第12条第8項	産業廃棄物処理施設設置事業者の産業廃棄物処理責任者設置義務違反	停止30日	第30条
第12条第9項	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条
第12条第10項	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条
第12条第13項において準用する第7条第15項及び第16項	産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止30日	第30条
第12条の2第1項	事業者の特別管理産業廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第12条の2第2項	事業者の特別管理産業廃棄物保管基準違反	停止30日	—
第12条の2第3項	事業者の特別管理産業廃棄物事業場外保管届出義務違反	停止30日	第29条
第12条の2第4項	事業者の特別管理産業廃棄物事業場外保管届出義務（災害）違反	停止10日	第33条
第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場設置事業者の特別産業廃棄物処理責任者設置義務違反	停止30日	第30条
第12条の2第10項	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条
第12条の2第11項	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽記載	停止10日	第33条
第12条の2第14項において準用する第7条第15項及び第16項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止30日	第30条
第12条の3第1項	産業廃棄物管理票の交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止30日	第27条の2
第12条の3第2項	管理票交付者の産業廃棄物管理票の写し保存義務違反	停止30日	第27条の2
第12条の3第3項	運搬受託者の産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、回付義務違反	停止30日	第27条の2
第12条の3第4項	処分受託者の産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止30日	第27条の2
第12条の3第5項	処分受託者の産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止30日	第27条の2

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第12条の3第6項	管理票交付者の産業廃棄物管理票の写し保存義務違反	停止30日	第27条の2
第12条の3第9項	運搬受託者の産業廃棄物管理票の写し保存義務違反	停止30日	第27条の2
第12条の4第1項	虚偽産業廃棄物管理票交付	停止90日	第27条の2
第12条の4第2項	産業廃棄物管理票不交付による産業廃棄物引受禁止違反	停止30日	第27条の2
第12条の4第3項	虚偽産業廃棄物管理票の写し送付、虚偽報告	停止30日	第27条の2
第12条の4第4項	処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票の写し送付、虚偽報告	停止30日	第27条の2
第12条の5第1項及び第2項	電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	停止30日	第27条の2
第12条の5第3項	電子産業廃棄物管理票の報告義務違反、虚偽報告	停止30日	第27条の2
第12条の5第4項	処分受託者の電子産業廃棄物管理票の報告義務違反、虚偽報告	停止30日	第27条の2
第12条の5第6項	処分受託者の産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止30日	第27条の2
第12条の6第3項	産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反	停止90日	第27条の2
第14条第12項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第14条第13項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止30日	第29条
第14条第14項	産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止30日	第29条
第14条第17項において準用する第7条第15項及び第16項	産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止30日	第30条
第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項	産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	停止30日	第30条
第14条の2第4項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止30日	第29条
第14条の2第5項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの処理困難通知の写し保存義務違反	停止30日	第29条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の4第12項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第14条の4第13項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止30日	第29条
第14条の4第14項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理困難通知の写し保存義務違反	停止30日	第29条
第14条の4第17項	特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理一般廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第14条の4第18項において準用する第7条第15項及び第16項	特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止30日	第30条
第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	特別管理産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	停止30日	第30条
第14条の5第4項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの処理困難通知義務違反、虚偽通知	停止30日	第29条
第14条の5第5項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものの処理困難通知の写し保存義務違反	停止30日	第29条
第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設設置許可の使用前検査受検義務違反	停止60日	第29条
第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設定期検査拒否・妨害・忌避	停止30日	第30条
第15条の2の3第1項	産業廃棄物処理施設維持管理基準違反	停止30日	—
第15条の2の3第2項	産業廃棄物処理施設維持管理計画及び維持管理情報公表義務違反	停止10日	—
第15条の2の4において準用する第8条の4	産業廃棄物処理施設維持管理事項記録義務違反、虚偽記録、備置き義務違反	停止30日	第30条
第15条の2の6第2項において準用する第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設変更許可の使用前検査受検義務違反	停止60日	第29条
第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項及び第4項	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出義務違反、最終処分場埋立処分終了届出義務違反	停止30日	第30条
第15条の4において準用する第9条の4	周辺地域への配慮欠落	停止10日	—

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第15条の4において準用する第9条の6	法人合併又は分割による無認可産業廃棄物処理施設地位承継	停止10日	—
第15条の4において準用する第9条の7第2項	産業廃棄物処理施設相続届出義務違反、虚偽届出	停止30日	第30条
第15条の4の7第2項において準用する第12条の3第1項	国外廃棄物輸入者の産業廃棄物管理票の交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止30日	第27条の2
第15条の4の7第2項において準用する第12条の5第1項	国外廃棄物輸入者の電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	停止30日	第27条の2
第15条の19第1項	土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止30日	第29条
第15条の19第2項	既に土地形質変更着手している者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止10日	第33条
第15条の19第3項	非常災害の応急措置で土地形質変更した者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	停止10日	第33条
第15条の19第4項	土地形質変更の計画変更命令違反	停止90日	第28条
第18条第1項	報告拒否、虚偽報告	停止30日	第30条
第19条第1項	立入検査拒否、妨害、忌避	停止30日	第30条
第19条の11第1項	土地形質変更の措置命令違反	停止90日	第28条
第20条の2第3項	登録廃棄物再生事業者名称の無登録使用	停止10日	第34条
第21条	技術管理者設置義務違反	停止30日	第30条
第21条の2第1項	事故時の措置届出義務違反	停止30日	—
第21条の2第2項	事故時応急措置命令違反	応急措置に必要な期間の停止	第29条

⑤法第14条の3第2号及び法第14条の3の2第2項、法第14条の6において準用する法第14条の3第2号及び法第14条の3の2第2項、法第15条の2の7第1号、第2号及び法第15条の3第2項

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項	事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—
第14条の6において準用する第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項	事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—
第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項	産業廃棄物処理施設構造又は維持管理基準等不適合（施設）	改善が必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—
第15条の3第2項	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立て未実施	改善が必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）	—

⑥法第14条の3第3号、法第14条の6において準用する法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第14条の3第3号	産業廃棄物処理業許可条件違反	停止30日	—
第14条の6において準用する第14条の3第3号	特別管理産業廃棄物処理業許可条件違反	停止30日	—
第15条の2の7第4号	産業廃棄物処理施設許可条件違反	停止30日	—